

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	与論町商工会（法人番号 8340005004970） 与論町（地方公共団体コード 465356）
実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、防災・減災対策を支援する。 ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、与論町商工会（以下「当会」という。）と与論町（以下「当町」という。）との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<p><1. 事前の対策></p> <p>小規模事業者に対する災害のリスクの周知、その影響を軽減するための取組やリスク対策の必要性、国の施策を紹介していく。</p> <p>また、事業者B C P等（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、リスク軽減のための損害保険等の紹介、効果的な訓練等の指導及び助言を行い、取組状況の確認を行う。</p> <p><2. 発災後の対策></p> <p>応急対策の実施可否の確認を行い、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針決定ならびに当会と当町で被害情報等を共有する。</p> <p><3. 発災時における指示命令系統・連絡体制></p> <p>自然災害等発生時や感染症流行時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。</p> <p><4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援></p> <p>相談窓口（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口）を設置し、小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。</p> <p>応急時に有効な被災事業者施策について、小規模事業者等へ周知する。</p> <p><5. 地区内小規模事業者に対する復興支援></p> <p>復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。</p>
連絡先	<p>①与論町商工会</p> <p>〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 33-1 TEL : 0997-97-2113 FAX : 0997-97-4614 E-mail yoron-s@kashoren.or.jp</p> <p>②与論町商工観光課</p> <p>〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418-1 TEL : 0997-97-3111 FAX : 0997-97-4196 E-mail kankou@town.lg.jp</p>